

川崎市役所における電気通信サービス
(I P 固定電話) の提供に関する契約
企画提案説明書

令和5年1月

川崎市総務企画局総務部庁舎管理課

1 契約件名

川崎市役所における電気通信サービス（IP固定電話）の提供に関する契約

2 履行期間

令和5年10月1日から令和10年12月31日まで

3 目的

本市の電話回線網（外線・内線）は、本庁舎周辺、区役所庁舎等を結び、災害時・障害時を想定した冗長化構成としています。また、新本庁舎の竣工を契機とした新たなワークスタイルとして、テレワークの推進など様々なワークスタイルに応じた柔軟性が求められています。

一方で、こうしたワークスタイル変革を実現するためには、新たな技術の導入やスマートフォン等の活用が必須となっており、回線契約数の増加、管理の煩雑化等の課題があり、必要な経費も増大する傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、市役所本庁舎及び7区役所の固定電話通信サービス（IP固定電話）において、スケールメリット等による確実な費用低減や利用実態（対象施設における）の見える化等、統一的な管理に向けた取組を進めたいと考えています。

4 契約の内容等

別紙「川崎市役所における電気通信サービス（IP固定電話）の提供に関する契約仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

5 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種99「その他業務」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- (4) 電気通信役務としての電気通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該サービスに係る交換設備を自ら開設（他社の通信線路の利用を認め、自ら通信線路を所有する必要はない。）又は運用していること。また、固定電話回線事業者であること。
- (5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

6 公募手続

公募型プロポーザルにより、専門的な知識を有する事業者から、意欲的で創意工夫のある企画提案を受け、提案内容や実施体制等を総合的に判断し、本業務にふさわしい事業者を選定します。

(1) 参加意向申出書及び仕様書等の配布及び公募参加申込

本公募に参加する場合には、「参加意向申出書（様式1）」に必要事項を記入の上、上記「5（4）」を証する書類（写し可）を添付して申し込んでください。期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。

ア 配布期間

令和5年1月25日（水）から令和5年2月2日（木）まで

イ 提出期限及び提出方法

令和5年2月2日（木）午後5時までに持参または郵送（必着）

ウ 窓口配布時間及び参加意向申出書受付時間

平日の午前9時から12時、午後1時から5時まで

エ 配布場所及び提出場所

川崎市総務企画局総務部庁舎管理課（川崎市役所第3庁舎4階）

市ホームページからもダウンロード可能

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000147416.html>

(2) 公募への参加指名の通知

参加意向申出書を提出した事業者には、次により当該サービスの提案資格の有無について、令和5年2月9日（木）までに競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ参加資格確認結果通知書を交付します。

(3) 質問と回答

仕様書等の内容についての質問は、「質問書」（様式2）により電子メールにて受け付けます。なお、電話・ファクスでの質疑応答は行いませんので御注意ください。

ア 受付期間

令和5年2月9日（木）から令和5年2月16日（木）午後5時まで

イ 質問送付先メールアドレス

17tyosya@city.kawasaki.jp

ウ 回答

令和5年2月24日（金）午後5時までに電子メールにて回答します。

（質問及び回答を一覧とし、原則として、参加資格のある企業全てに送付します。）

7 企画提案のための必要書類

次の書類を提出してください。また、提出書類をもとにプレゼンテーションを行っていただきますので、別紙「企画提案選定評価シート」（様式3）を踏まえて作成いただくようご注意ください。

(1) 企画提案書

別紙仕様書に基づき作成する企画提案書には、次の事項を盛り込んでください。

また、電気通信システムの専門家以外の者にも理解できるよう、日本語で十分にわかりやすい記述としてください。

ア サービス提供に対する基本姿勢

イ IP固定電話サービスの提供方法及び経費削減に向けた考え方

ウ サービス提供に係る環境整備の手順

エ サービス提供に係る運用・保守の内容

オ サポート体制（レポート提出・最適化提案等）の内容

カ サービス提供に係る月額利用料金

(2) 見積書

見積額とその積算の根拠を示し、企画内容は見積額と整合が取れたものとしてください。

ア サービス提供に係る月額利用料金（単価）

イ 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を抜いた金額とします。

(3) 提出書式

ア 企画提案書

(ア) 書式は任意の書式とします。※ページ内に社名は入れないでください。

(イ) サイズはA4横で作成してください。

(ウ) 表紙、目次、本編で構成してください。なお、本編の枚数の上限は20ページとします。

(エ) PDFファイルにて提出してください。

イ 見積書

(ア) 書式、サイズは任意とします。

(イ) PDFファイルにて提出してください。

8 提出方法・日時・提出先

(1) 企画提案書等の提出方法

電子メールにてPDFデータを送付

(2) 企画提案書等の提出期限

令和5年3月6日（月）午後5時まで（必着）

※期日に遅れた場合はいかなる理由があっても受領できません。

(3) 提出先のメールアドレス

17tyosya@city.kawasaki.jp（川崎市総務企画局総務部庁舎管理課）

容量が大きい等でメール送信ができない場合は、CD-R等のメディアによる送付等個別にご相談ください。なお、この場合も提出期限の変更はありません。

9 企画提案会（プレゼンテーション）

上記8で提出していただいた企画提案書に基づき、次のとおり企画提案会（プレゼンテーション）を実施いたします。

(1) 日時

令和5年3月22日（水）から令和5年3月27日（月）の間を予定

※日時及び開催場所については、提案各社へ別途通知します。また、上記日程については、変更になる可能性があります。

(2) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施します。

(3) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、上記「8 提出方法・日時・提出先」にて提出された資料に基づき、30分以内（質疑応答10分を含む。）で行います。

イ プレゼンテーションについては、原則として本業務を受託する際に業務担当責任者として従事する予定の方が行ってください。なお、出席者は3名以内とします。

ウ 会場にモニター（HDMIケーブル付）を設置しますので、提案者が持参したパソコン等をモニターに接続し、プレゼンテーションを行っていただきます。

(4) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案選定評価シート（様式3）に基づき項目ごとに数値化して採点し、評価委員ごとに順位を決定します。得点が同一の場合は見積金額の低い業者を上位とします。評価委員ごとの順位の1位が最も多く付いた業者を契約候補者として特定します。

順位の1位が最も多く付いた業者が複数ある場合は、最も見積金額の低い業者を特定します。ただし、「13事業概算額」を超えた見積額を提示している場合は、特定しません。また、合計点数が満点の50%に満たない事業者についても特定しないものとします。

企画提案選定評価シートの評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

(5) 注意事項

ア プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とします。

イ 会社名及び会社名が推定できる内容を含まないプレゼンテーションとしてください。

10 審査結果通知

審査結果については、令和5年3月30日（木）以降に提案各社全てに、競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ結果通知書を交付します。なお、審査結果等について電話及び電子メール等での問合せには応じられませんので御了承ください。

12 契約手続等

審査結果の通知後、速やかに特定された業者と契約の締結に向けて手続をします。

- (1) 契約保証金は契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 発注者は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。なお、発注者がこの契約を解除し、受注者に損失が生じた場合は、受注者はその損失の補償を発注者に対して請求することができるものとする。この場合における補償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

13 概算利用料金（月額）

6,432,000円以下（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）

※ 概算利用料金は、仕様書別紙1「対象施設及び対象回線一覧」の利用時間（参考値）に基づく月額利用料金です。利用料金には、基本料金、アクセス回線等の固定料金、通話料等の従量料金のほか、請求に必要なすべての料金を含みます。

14 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 参加意向申出書を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式4）を提出してください。
- (3) 契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。なお、特定された提案者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行います。
- (4) 本契約の締結については、川崎市議会定例会における、本事業に係る予算の議決（令和5年3月頃）を要します。

15 事務局（問合せ先及び提出先）

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4（川崎市役所第3庁舎4階）

川崎市総務企画局総務部庁舎管理課 持田、石渡

TEL : 044-200-3555

E-mail : 17tyosya@city.kawasaki.jp

(様式1)

参加意向申出書

年 月 日

(あて先)

川崎市 市長

業者コード ()

所在地

商号及び名称

代表者職氏名

令和5年1月25日付けで公表された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

- 1 件名 川崎市役所における電気通信サービス（IP固定電話）の提供に関する契約
- 2 履行場所 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所本庁舎ほか
- 3 参加資格
 - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 令和4年10月7日までに令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種99「その他業務」で登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
 - (4) 電気通信役務としての電気通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、当該サービスに係る交換設備を自ら開設（他社の通信線路の利用を認め、自ら通信線路を所有する必要はない。）又は運用していること。また、固定電話回線事業者であること。
 - (5) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- 4 その他の提出書類
上記3(4)を証する書類（写し可）

5 連絡担当者

(1) 所属

(2) 職氏名

(3) 電話番号

(4) E-mail

(様式2)

川崎市役所における電気通信サービス（IP固定電話）の提供に関する契約

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

会 社 名

代 表 者 名

質 問 事 項

質問締切：令和5年2月16日（木）午後5時まで

川崎市役所における電気通信サービス(IP固定電話)の提供に関する契約 企画提案選定評価シート

所属() 評価者氏名()

※ 各評価項目における採点は5点満点です。採点に倍率を乗じたものが点数となります。

※ 採点の目安は次のとおりです。

「1 提案内容」 5点:とてもよい 4点:よい 3点:普通 2点:やや悪い 1点:悪い 0点:評価項目についての説明がなく評価不可能

「2 その他の提案」 提案の件数、内容に応じて0点からの加点とします。最大5点

※ 合計点数が満点の50%に満たない事業者は、受注者として特定しないものとします。

社

評価項目	記載事項	評価指標	評価点			
			最高点	倍率	採点	点数
1 提案内容						
(1) サービス提供に対する基本姿勢	本業務を実施するためのマネジメント方針、作業フロー・工程計画、実施体制、PBXベンダーとの調整のあり方等について記載すること。	サービス内容に応じた適正な実施方針となっているか。本事業及びサービスの内容や趣旨を十分に理解しているか。業務経験やノウハウに基づいた本業務に有益な内容となっているか。 【仕様書 4】	20	4		
(2) IP固定電話サービスの提供方法及び経費削減に向けた考え方	電気通信サービスの技術的な提供方法等を記載すること。また、電気通信事業者としての実績等を記載すること。	本事業及びサービスの内容や趣旨を十分に理解しているか。提案された内容が、仕様書及び、企画提案説明書の内容を適切に踏まえているか。 【仕様書 6(1)】	10	2		
(3) サービス提供に係る環境整備の手順	事務手続きや切替工事等の必要な作業、手順を記載すること。また、作業スケジュールを提示すること。	本事業及び業務の内容や趣旨を十分に理解しているか。提案された内容が、仕様書及び、企画提案説明書の内容を適切に踏まえているか。 【仕様書 6(2)、7】	15	3		
(4) サービス提供に係る運用・保守の内容	サービス提供の継続に係る体制全般について記載すること。また、災害時等の対応についても記載すること。	本事業及び業務の内容や趣旨を十分に理解しているか。具体的な管理機能の説明ができていないか。私的利用の制限等、端末管理をする上で問題がないか。 【仕様書 7】	15	3		
(5) サポート体制(レポート提出・最適化提案等)の内容	提供できるサービス内容を記載すること。また、具体的な例を記載すること。	本事業及び業務の内容や趣旨を十分に理解しているか。具体的なサポート体制の提案ができていないか。利用者(職員)に専門的な知識がなくても、適切に課題が解決できる体制となっているか。 【仕様書 7】	15	3		
2 その他の提案						
(1) その他サービス全般に係る提案事項	提供できるサービス内容を記載すること。また、具体的な例を記載すること。	提案内容に独自の工夫や業務に意欲的に取り組む姿勢があるか。提案内容が有用なものとなっているか。	5	1		0
3 費用						
(1) 月額利用料	別紙1「対象施設及び対象回線一覧」より利用時間等を参考に単価を定め、月額利用料を算出すること。また、構成は別紙2「料金表」を参照すること。	企画提案選定基準に基づき、事務局で採点いたします。	20	-		
合 計						

(様式4)

辞 退 届

令和 年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

業者コード ()
所 在 地
商号及び名称
代表者職氏名

「川崎市役所における電気通信サービス（IP固定電話）の提供に関する契約」に関するプロポーザルについて、令和 年 月 日に参加意向申出書を提出しましたが、都合により辞退します。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail